議案第2号

県立中学校における使用教科書の選定方針等について

県立中学校における使用教科書の選定方針等について、別紙のとおり議決を求めます。

令和6年5月23日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

県立中学校における使用教科書の選定方針等

令和6年5月23日 鳥取県教育委員会

1 選定方針

- (1) 県立中学校の教科書については、生徒の特長を更に伸ばし、確かな学力の定着・向上を図り、 生徒の学ぶ意欲を高めるための取組に沿ったものとし、教育基本法や学校教育法、学習指導要領 で示す目標を十分に踏まえているかなど、内容を十分に考慮し選定する。
- (2) 教科書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、県が作成する「選定に必要な資料」に基づき、十分な調査研究のもと行う。

2 選定に当たっての留意事項

- (1) 学校は、管理職、関係教職員で構成する「教科書選定委員会」を設置し、上記1の方針に基づいて、適正かつ公正に教科用図書を選定すること。
- (2) 選定の原案は各教科部会等で慎重に研究調査及び協議を重ねた上で作成することとし、「教科書選定委員会」で審査した後、外部関係者(保護者代表者、学校運営協議会委員、有識者など)の意見を聞いた上で選定すること。なお、外部関係者には「教科書選定委員会」委員から次の点を中心に説明し、適正かつ公正な教科書選定となっているかの意見を聞くこと。
 - ・校内における教科書選定の流れ
 - ・「教科書選定委員会」委員の構成(管理職、関係教職員)
 - ・上記1の方針に基づいた選定

また、改善等の意見が聞かれた場合には、「教科書選定委員会」で検討し、今後に生かすこと。

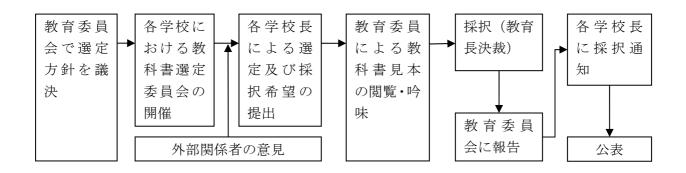
(3) 県立中学校において使用する教科書の採択スケジュールについては、以下の表を参考にすること。

月日	教育委員会	県立中学校
5月	教科書選定に係る通知	
6月 上旬	採択申請に係る通知	
6月 下旬	「選定に必要な資料」送付	
7月 上旬		「教科書選定委員会」の開催
7月 下旬		外部関係者の意見聴取
8月 中旬		採択申請を県に提出
8月 下旬	採択通知	採択結果及び選定理由の公表
		需要数報告

3 採択

- (1) 県立中学校においては、学校が選定した教科書の採択希望に基づき、県教育委員会が採択を行う。
- (2) 採択後、学校は、採択結果及び選定理由について速やかに公表すること。

県立学校における使用教科書採択の仕組みについて



① 学校教育法 第34条第1項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学 省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。(中学校、 高等学校、特別支援学校も準用)

② 学校教育法 附則第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

- ③ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に 掲げるものを管理し、及び執行する。
 - 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- ④ 鳥取県立学校管理規則 第12条 学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。
- ⑤ 教育長に対する事務の委任等に関する規則 第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を 教育長に委任する。
 - ※ 各号の中に県立高等学校(県立特別支援学校の高等部を含む。)の教科 書採択に関する事務は含まれない→教育長に委任